

## 平成 23 年度

### 訪問介護員養成研修（2 級課程・通学）学則

（事業所の名称・所在地）

第 1 条 本研修は次の事業者が実施する。

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sub>財団</sub>東京都同胞援護会（以下「本会」という。）

東京都新宿区原町 3 丁目 8 号

（目的）

第 2 条 本会は、高齢者の増加及び多様化するニーズ対応に対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技術を有する職員の育成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第 3 条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修）を実施する。

訪問介護員 2 級課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sub>財団</sub>東京都同胞援護会 訪問介護員養成研修（2 級課程・通学）

（年間事業計画）

第 5 条 平成 23 年度の研修は、次のとおりとする。

回数	実施期間	募集人数
第 1 回	平成 23 年 9 月 ～ 11 月	20 名
計		20 名

（受講対象者）

第 6 条 受講対象者は次のとおりとする。

上記期間の通学が可能で、心身ともに健康な者とする。

(研修参加費用)

第7条 研修費用は次のとおりとする。(金額は全て税込み。)

	内 訳	金 額	納付方法	納付期限
研修参 加費用	受 講 料	59,850円	一括振込納 入	受講開始前指定日ま で
	テキスト代	4,725円	一括振込納 入	受講開始前指定日ま で
	合 計	64,575円		

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は、次のとおりとする。

訪問介護員養成研修テキストブック2級課程全面改訂新版ミネルヴァ書房

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するための履修しなければならないカリキュラムは別表1  
のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び研修会場は別表2のとお  
りとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別表3のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は別表4の施設において実施する。

(募集手続き)

第13条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 本会指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。但し、  
定員に達した時点で申し込みは終了する。
- (2) 本会は書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者宛通知  
する。

(3) 受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納付する。

(4) 本会は受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(科目の免除)

第 14 条 受講科目を免除する場合は、次のとおりである。

(1) 3 級課程修了者が本研修を受講する場合、別表 1 の＊（7 科目 26 時間）について免除することができる。

(2) 介護に関する実務経験を有する者は、「実習免除申請書」及び「介護業務実務経験証明書」の提出により、該当する実習を免除することができる。

(修了の認定)

第 15 条 修了の認定は第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、社会福

法人<sup>恩賜</sup>財団東京都同胞援護会 訪問介護員養成研修事業運営会議にて、修了と認められた者とする。

(出席者の確認)

第 16 条 研修開始前に「受講生証」の提示により出欠の確認をする。

(研修欠席者の扱い)

第 17 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず研修開始前までに電話等により届け出ることとする。

(補講について)

第 18 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、講義・演習総時間の 2 割を上限とし、また実習は 1 施設を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。但し、補講にかかる受講料等については、無料とする。

また、補講の実施は、原則として本会において実施する予定であるが、やむを得ない場合は、他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者の定める金額により受講者の負担とする。

(受講の取消し)

第 19 条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者。

(2) 学習態度が著しく悪く、研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

(修了証書等の交付)

第 20 条 第 15 条により修了を認定された者には、本会において東京都訪問介護員養成研修事業実施要綱 8 に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 21 条 修了管理については、次により行う。

(1) 修了者は終了者名簿に記載し、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証書の紛失等があった場合は、修了者の申出により再発行を行う。但し、修了証明書及び携帯用修了証明書の再発行にかかる料金については、それぞれ 1 枚につき 500 円を受講者の負担とする。

(受講料返還方法)

第 22 条 受講料の返還については、次のとおりとする。

(1) 開講 1 週間前までに解約の申し出があった場合、受講料を全額返還する。

(2) 開講後に解約の申し出があった場合、未受講分に相当する受講料を返還する。

(3) 解約は、「解約申請書」（様式 1）にて申し出があった場合に限る。

(4) 受講料返還方法は、銀行口座振込とし振込手数料は本人負担とする。

(研修事業執行担当部署)

第 23 条 本研修事業は、本会訪問介護員養成研修事務局で行う。

(その他研修実施に係る留意事項)

第 24 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署 ; 受講生担当窓口

電話 042-544-3267 03-3341-7162

(2) 本会の個人情報保護規程により、受講者の個人情報の適正な管理を実施する。また、事業実施により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第 25 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は本会がこれを定める。

付 則

この学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

## ホームヘルパー2級講座受講解約申請書

年 月 日

解約申込日	平成 年 月 日	受講者No.	
フリガナ 氏 名	印	生年月 日	性 別 男 ・ 女
フリガナ 住 所	(〒 )		
電話		FAX	
返還方法	* 原則として銀行口座振込とさせていただきます。		
振込先	銀行名等	支店名	口座番号
	口座名		(フリガナ)
受講済研修日	/ . / . / . /		